

2 3循環器・呼吸器病センター小荷物専用昇降機更新工事 (工事名称はすべて上記名称に読み替えるものとする)

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本部

	本部長	管理幹	主幹	主査	担当
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本部施設整備担当					

設計年月日	地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本部施設整備担当	縮 尺	工 事 名 称	図 名	図面番号
		A1 : N/S A3 : N/S	2 3循環器・呼吸器病センター小荷物専用昇降機更新工事	図面リスト	E - 00

電気設備工事特記仕様書

1 工事概要

1.1 工事名 23循環器・呼吸器病センター小荷物専用昇降機更新工事
1.2 工事場所 熊谷市板井1696
1.3 工期 契約日から令和6年3月15日まで

1.4 工事科目（○印の付いたものを適用する）

電灯設備	テレビ共同受信設備
動力設備	テレビ電波障害防除設備
雷保護設備	監視カメラ設備
受電変換設備	駐車場管制設備
電力貯蔵設備	防犯、入退室管理設備
発電設備	自動火災報知設備
構内情報通信網設備	自動閉鎖設備
構内交換設備	ガス漏れ火災警報設備
情報表示設備	電話配管設備
映像・音響設備	中央監視制御設備
拡声設備（非常放送設備）	医療関係設備
誘導支援・呼出し設備	昇降機設備

1.5 指定部分 ○無・有（工期：令和 年 月 日）

1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）

1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、（①現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

3 専任期間の中止
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、

工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

1.7 建物概要

本館棟、S.R.C造、5階、13,032.62m²

1.8 工事概要

本館棟の小荷物専用昇降機を更新する。

1.9 同時期発注の関連工事 建築工事 機械設備工事

2 工事仕様

2.1 共通仕様

(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁常務部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。

なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設計工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それらの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。

(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時に適用する。

2.2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ印を適用し、・印のものは適用しない。○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。）

項目	特記事項
1 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名・製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承認を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調査の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に開する法律（363第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
3 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
4 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。
5 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6 監督員事務所	本工事で・設ける（規模） ※設けない
7 保険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日前まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9 建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※適用する（契約金額による）・適用しない
10 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※適用する・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
11 発生材処理	引渡しをするもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 (構外搬出処理費は、本工事・別途) (1) 引渡しを要するもの() (2) 取扱いを要するもの() (3) 再生資源化を図るもの() 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 (4) 特別管理産業廃棄物() ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

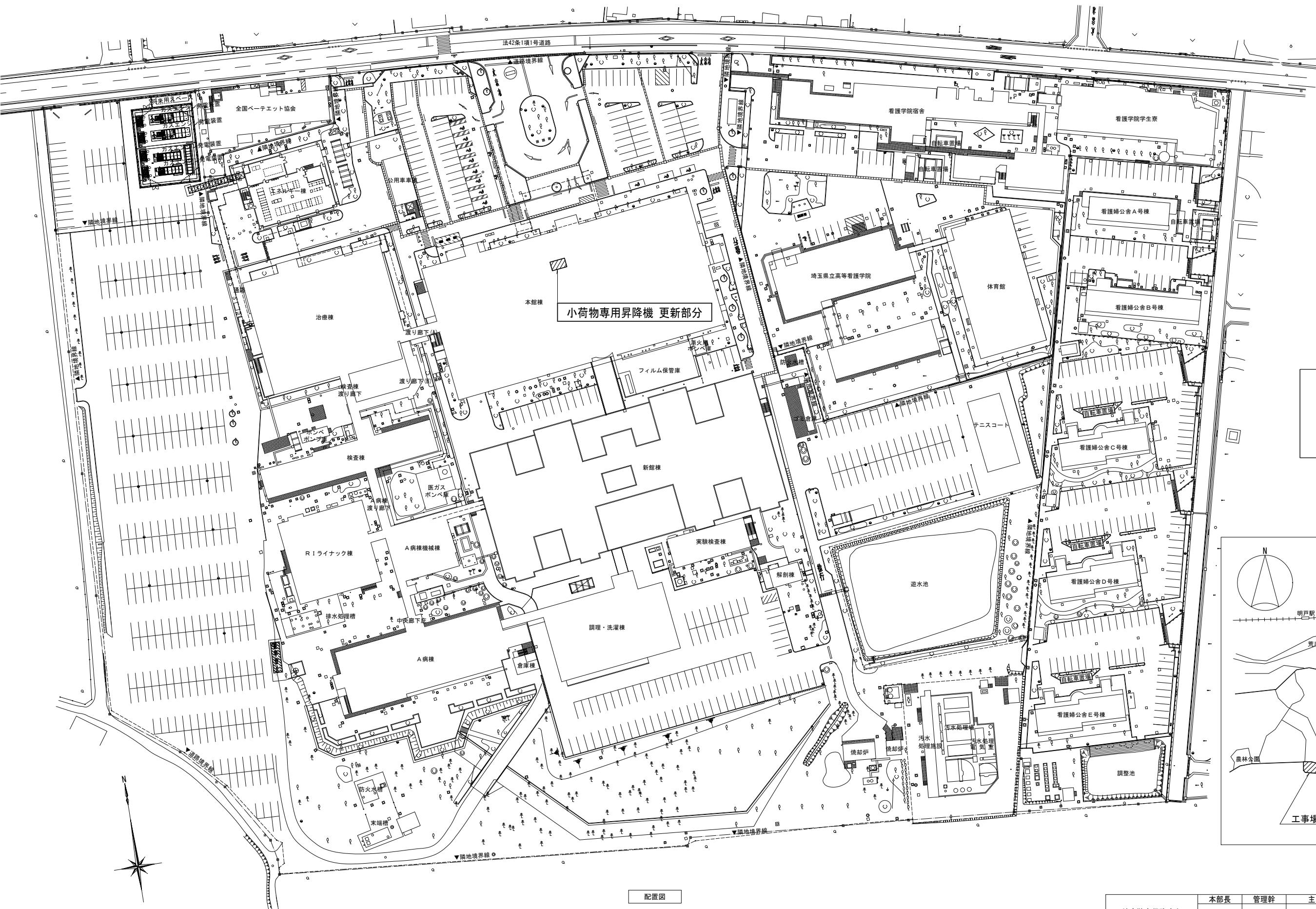
12 金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。 ただし、見えかからずの塗装については監督員の指示による。 盤等の鍵は、既存盤及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。				
13 鍵					
14 地中電線路	(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table border="1"><thead><tr><th>敷き均し土</th><th>管種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>良質土</td><td>硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）</td></tr></tbody></table> (2) 地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。 (3) 地中電線路の敷設は、管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。 ハンドホール・ブルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。	敷き均し土	管種別	良質土	硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）
敷き均し土	管種別				
良質土	硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）				
15 回路の種別 行先の表示	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえでテープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をてもよい。ただし、接続はボックス内とする。				
16 電線の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる薄鋼電線管の接続は、防水処置を施したものとする。				
17 電線管の接続	漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接続線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／赤色で区別する。				
18 接地工事	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。				
19 建設発生土の処理	契約図書中の山砂の類、砂利、碎石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、・使用する。 ※使用できない。 再生砂使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壤の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。				
20 再生砂・再生アスコン	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kgf] に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、待機場合、設計用水平震度は、次による。				
21 耐震施工	設計用標準水平震度				
22 あと施工アンカー	【備考】(1) : 水槽類には、オイルタンク等を含む。 重機器 ・配電盤・発電装置(防災用)・直流電源装置・交流無停電電源装置 ・交換機・火災報知器受信機・中央監視装置・太陽光発電装置 上層階の定義は次による。 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用直地盤震度 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。				
23 はつり及びあと施工アンカーダ設	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承認を受けるものとする。 重量 1,000kg を超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あと施工アンカーハイドロ株式会社の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属張括張アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、張括の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。) あと施工アンカーハイドロの場合は、アンカーハイドロの種類毎に1か所引張試験を実施すること。				
24 改修部分の足場	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカーダ設前には、図面示す箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。				
25 塗装制止用器具(フルハーネス型)	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場・※脚立足場 (2) 外部足場・※A種(標準足場)・B種・C種・D種・E種・F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(厚生労働省基第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。				

26 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に問わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
27 電気保安技術者	(a) 受注者は、電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。 (b) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を監督員に提出して承諾を受ける。
28 工事用電力設備の保安責任者	(1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者、一級電気工事施工監理技士又はこれと同等の知識及び経験を有する者。 (2) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事の資格を有する者。 (3) 電気保安技術者は、監理技術者、主任技術者、現場代理人が兼任できる。 (d) 電気保安技術者は、監督員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。 (e) 電気主任技術者を別途配置している電気工作物に係る工事においては、電気主任技術者及び監督員と協議し保安業務に支障がないよう努める。
27 その他	(a) 受注者は、工事用電力設備の保安責任者として、関係法令に基づき、有資格者を定め、監督員に報告する。 (b) 保安責任者は、前項 2.5 の電気保安技術者が兼任できる。 (c) 保安責任者は、適切な保安業務を行う。
28 工事用電力設備の保安責任者	(1) 施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 (2) 本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 (3) 本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 (4) 本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 (5) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 (6) 改修工事を施工する場合、施工する前に工事対象箇所の写真撮影を行ふ。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 (7) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように密に打合せを行うこと。 (8) 本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 (9) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すこと。

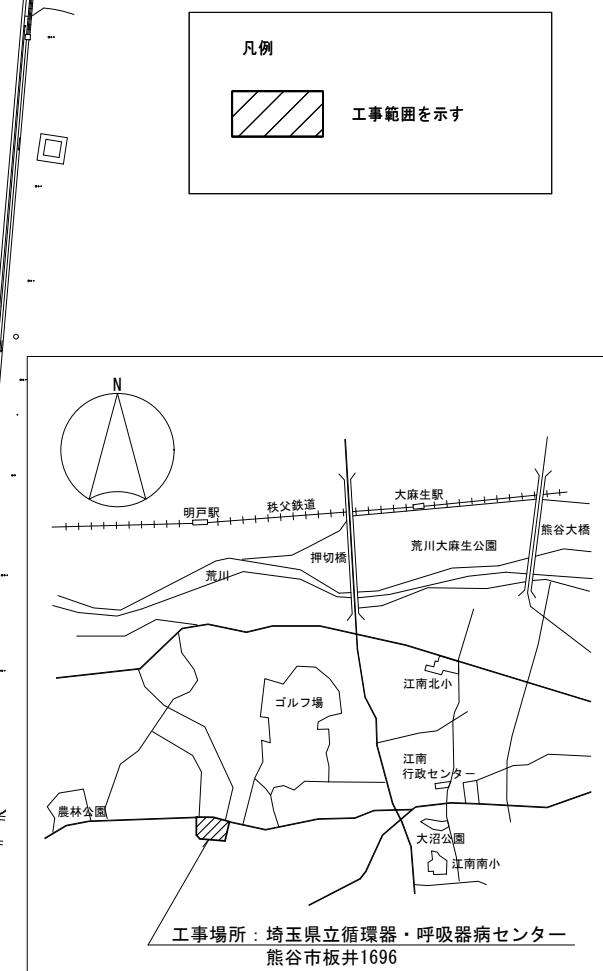
項目	特記事項
7 発電設備	ディーゼル発電装置 ガスタービン発電装置 マイクロガスタービン発電装置 燃料電池発電装置 熱供給(ボイラー)発電装置 太陽光発電装置 風力発電装置
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、ガス漏れ火警報警設備、拡声設備(非常放送設備)	(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 (2) 総合盤の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官房営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

名 称	測 点	取付高さ (mm)

<tbl_r cells="3" ix="3" maxcspan="1



配置図



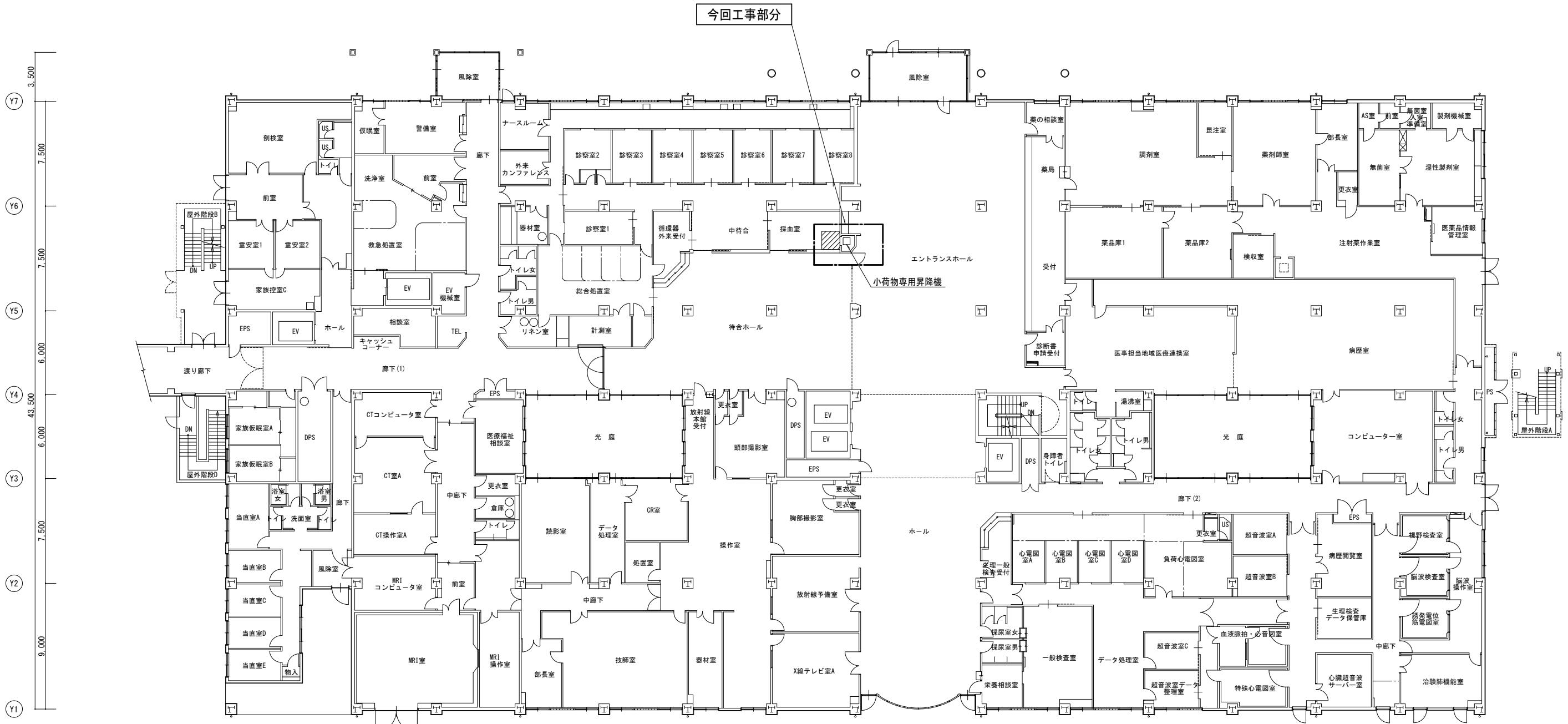
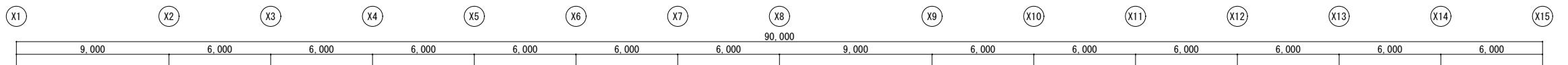
案内図

本部長	管理幹	主幹	主任	担当
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本部				

摘要	設計年月日	変更年月日	照査	設計	製図	有職 会社	クラフト設備設置	工事名称	設計図	図面番号
	R04年03月04日		栗木	栗木	佐藤	大谷	建築設備士 第61C1-2681M号 一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	循環器・呼吸器病センター 本館棟 小荷物専用昇降機 更新工事	E - 02	

図面名 案内・配置図

縮尺 A1 1:600
A3 1:1200

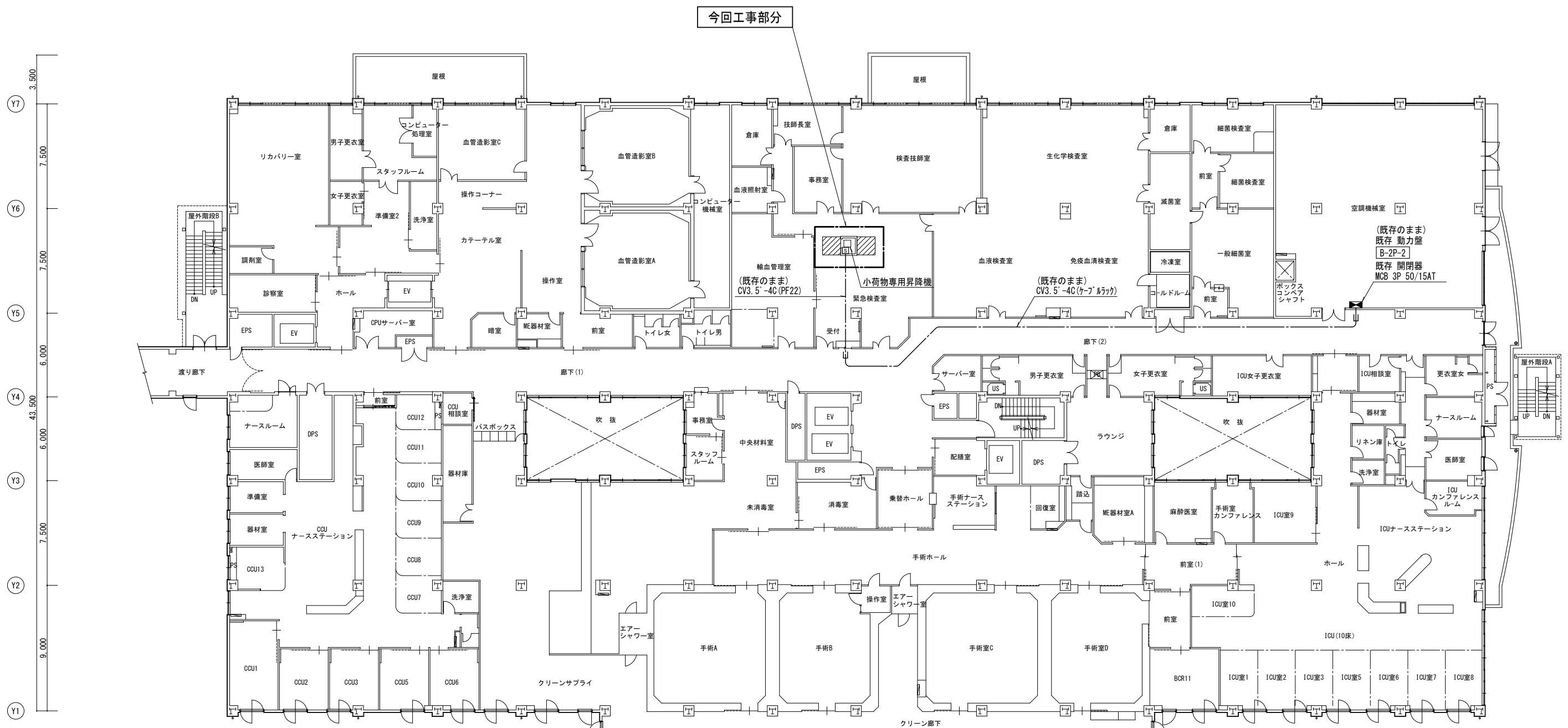
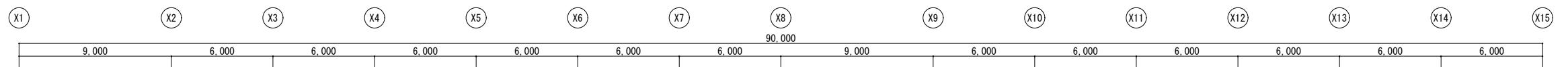


本館棟 1階 平面図

凡例
■ : 床養生範囲を示す

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本館棟	本部長	管理幹	主幹	主任	担当

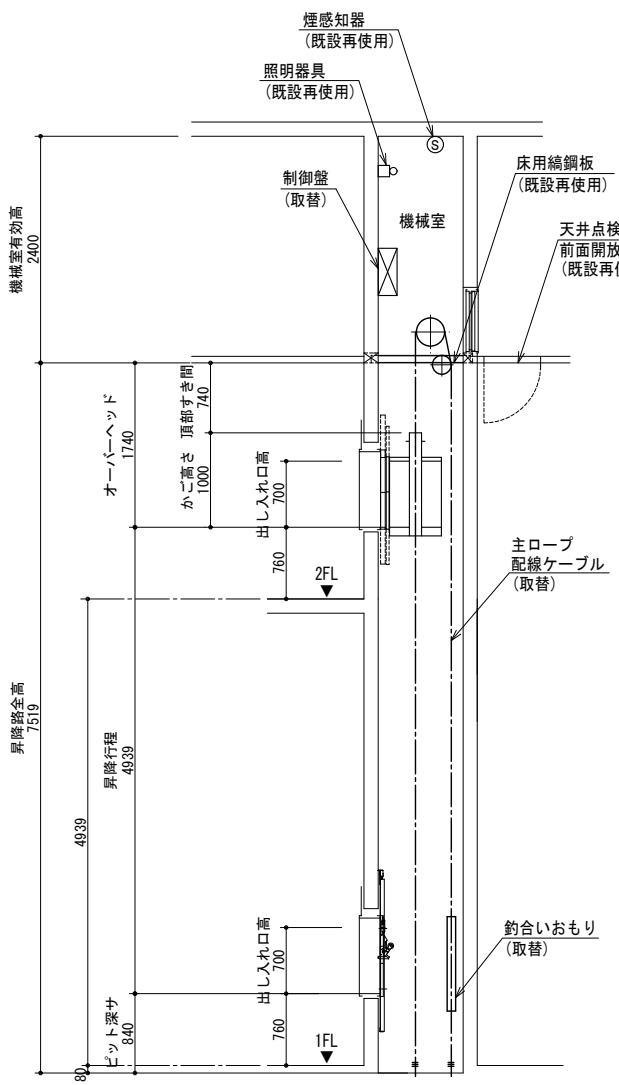
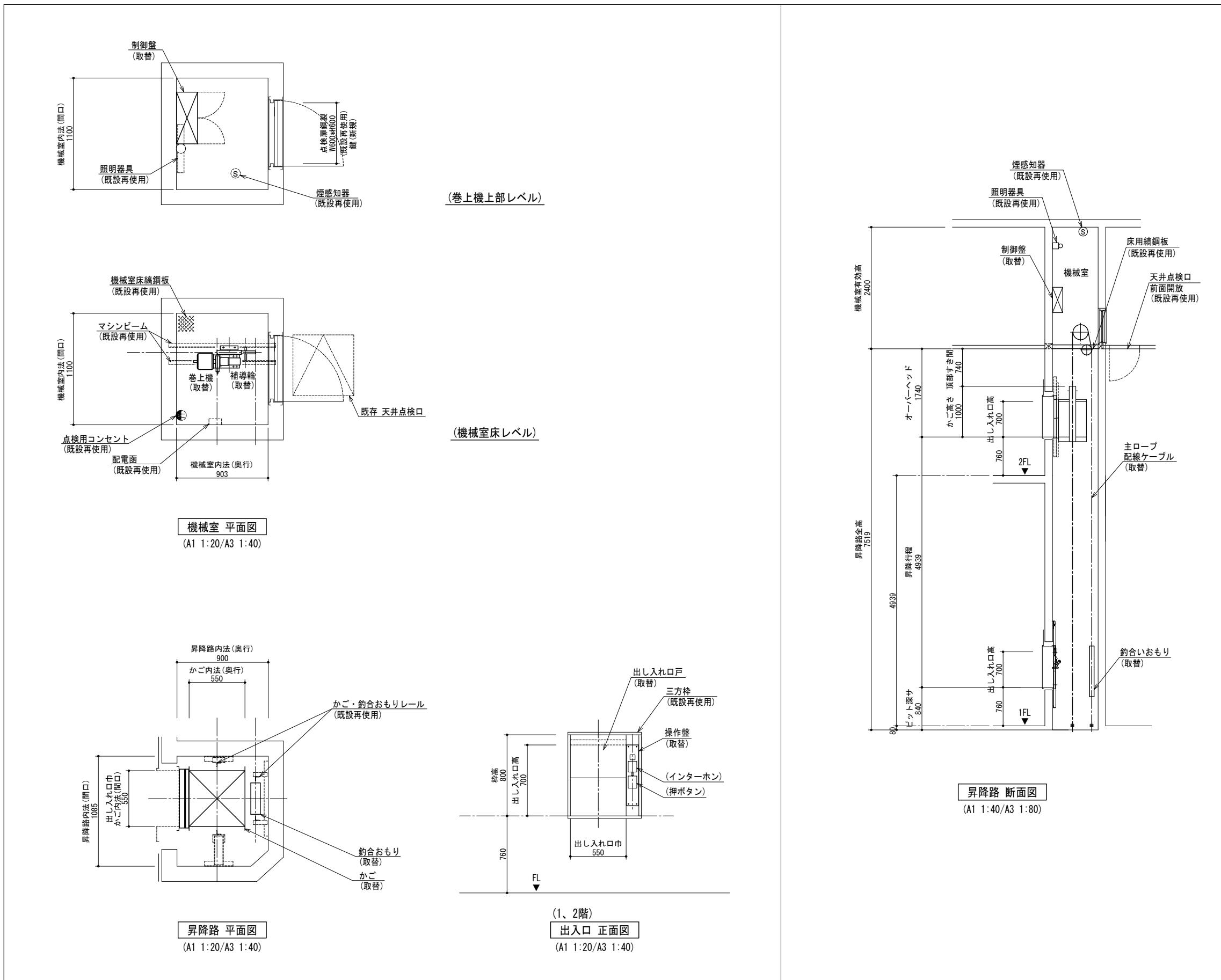
摘要	設計年月日	変更年月日	照査	設計	製圖	有職 会社	クラフト設備設	工事名称	設計図	図面番号
	R04年03月04日		栗木	栗木	佐谷	建築設備士 第61C1-2681M号 一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎市 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	循環器・呼吸器病センター 本館棟 小荷物専用昇降機 更新工事	E - 03		



本館棟 2階 平面図

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本部	本部長	管理幹	主幹	主任	担当

摘要	設計年月日	変更年月日	照査	設計	製図	有職 会社	クラフト設備設計	工事名称	設計図	図面番号
	R04年03月04日		栗木	栗木	佐藤	本社 高崎	建設設備士 第61C1-2681M号 一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	循環器・呼吸器病センター 本館棟 小荷物専用昇降機 更新工事	E - 04	



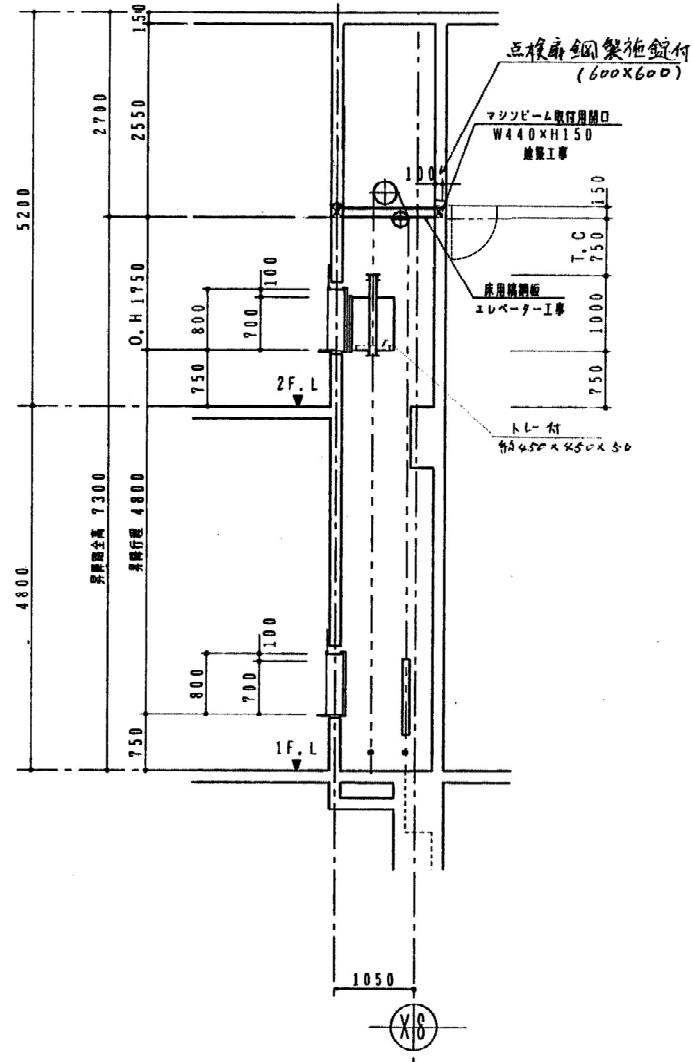
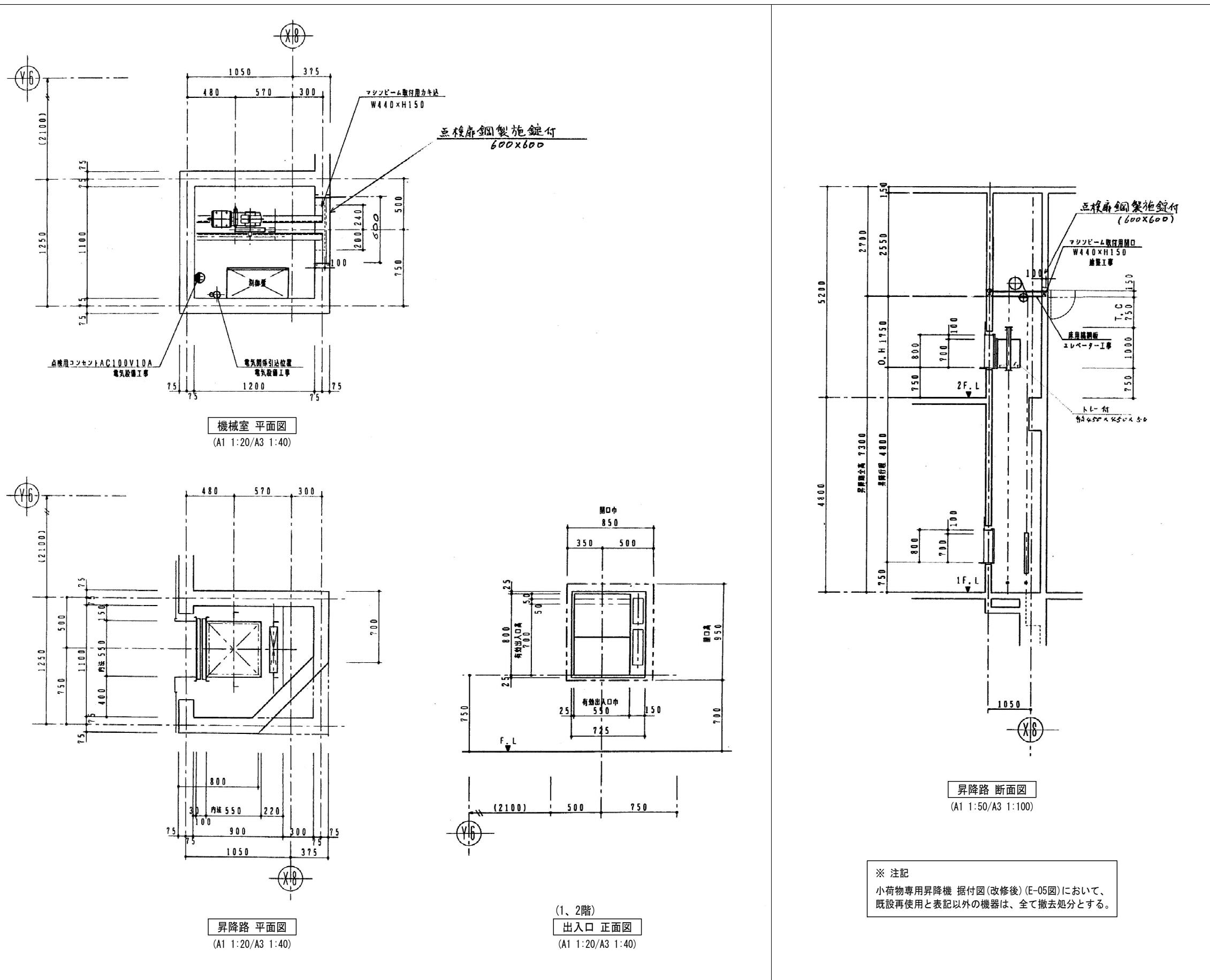
小荷物専用昇降機仕様	
形式用途	小荷物用テーブルタイプ
定格積載量	30 Kg
定格速度	45 m/min
運転方式	インバーター制御方式
停止階	2箇所(1,2階)
かご内法	間口 550 mm
	奥行 550 mm
	出し入れ口高 700 mm
戸形式	出し入れ戸: 2枚戸2枚上下開戸(手動式)
	かご戸: 2枚戸2枚上下開戸(電動式)
電動機	AC 0.4 kW
ロープ	φ 6 × 2本
電源	AC 3φ 200V 50Hz
連絡装置	インターホン(操作盤組込)
出し入れ口仕様	
三方枠	ステンレスヘアライン仕上(既設再使用)
出し入れ戸戸	ステンレスヘアライン仕上
膳板	ステンレスヘアライン仕上(既設再使用)
操作盤	ステンレスヘアライン仕上
かご仕様	
かご天井	ステンレスヘアライン仕上
かご室	ステンレスヘアライン仕上
かご戸	ステンレスヘアライン仕上
かご床	ステンレスヘアライン仕上
特記仕様	
平12建告1360による遮炎、遮煙性能を有する防火設備(出し入れ戸戸)	
ドアロック、ドアスイッチ(出し入れ戸戸)	
戸開放防止アナウンス(操作盤)	
休止機能、非常停止ボタン(操作盤)	
ゲートスイッチ(かご戸)	
高調波対策	
建築関係工事	
機械室出入口戸に改修が必要な場合(施錠付)	
既設機器撤去後のピット内補修、防水仕上	

※注記
図中、既設再使用と表記以外の機器は、全て撤去処分とする。

本工事は、病院を運用しながらの改修工事となる為、工期短縮及び、工事中の粉塵、騒音対策に配慮する事
1) 更新工事において支障のない範囲で既設を流用する事
出入り口: 三方枠・釣合おもりレール・機械室内: マシンビーム 等
2) 工事は病院の休診日(土・日)に実施する事

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本館部	本部長	管理幹	主幹	主任	担当

摘要	設計年月日	変更年月日	照査	設計	製図	有職 会社	クラフト設備設置	工事名称	循環器・呼吸器病センター 本館棟 小荷物専用昇降機 更新工事	設計図	図面番号
	R04年03月04日			栗木	栗木	佐藤 大谷	建築設備士 第61C1-2681M号 一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	図面名	小荷物専用昇降機 据付図(改修後)	縮尺A1 1:20 A3 1:40	E - 05



- (1) 引込電線
1) 動力用電源 AC3φ 200V 50Hz 14 mm² x 1回路
- 4) テース線(第3種) 2 mm²
アース容量 10 AT
遮断容量 5.21KA
- (2) 点検用コンセント AC100V10A.
1) 機械室内出入口周囲壁。

既存機器メーカーは日本エレベーター製造

本部長	管理幹	主幹	主任	担当
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本館部				

摘要	設計年月日	変更年月日	照査	設計	製図	有職 会社	工事名称	設計図	図面番号
	R04年03月04日		栗木	栗木	佐藤 大谷	クラフト設備設計 建築設備士 第61C1-2681M号 一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	循環器・呼吸器病センター 本館棟 小荷物専用昇降機 更新工事	E - 06	

全 体 工 程 表 (案)

月日 工種	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月
	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
工事契約							
承諾図作成							
工場製作							
仮設工事							
撤去工事							
据付工事							
試運転調整							
各検査							
引渡し							

※ 注記

- ・工事は病院の休診日(土・日)に行う事
- ・工事日には、周囲に粉塵等が飛散しないように床養生等を行う事
- ・床養生等は工事に入る時に設置し、診察日には撤収をし、病院業務に支障をきたさないようにする事

実 働 工 程 表 (案)

日 工種	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目	15日目	16日目
	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日
	1週目	2週目	3週目	4週目	5週目	6週目	7週目	8週目								
仮設工事																
撤去工事																
据付工事																
試運転調整																
仮設撤去																
清掃																
各検査																
引き渡し																

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本部	本部長	管理幹	主幹	主任	担当

摘要	設計年月日	変更年月日	照査	設計	製図	有 限 公 司 ク ラ フ ト 設 備 設 計	工事名称 循環器・呼吸器病センター 本館棟 小荷物専用昇降機 更新工事	設計図	図面番号
	R04年03月04日		栗木	栗木	佐藤 大谷	建築設備士 第61C1-2681M 号 一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032		E - 07	